

京都市訓令甲第 27号

庁 中 一 般

消 防 局

教育委員会事務局

京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第3項第1号中「行財政局資産活用担当局長」を「行財政局財政担当局長」に、「資産活用担当局長」を「財政担当局長」に改める。

第4条（見出しを含む。）及び第6条から第8条までの規定中「資産活用担当局長」を「財政担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)